

第2次
熊本市食の安全安心・食育推進計画
(骨子案)

熊 本 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 本市における関連計画との関係
- 5 計画の基本的な考え方
- 6 計画の体系
- 7 成果指標

第2章 熊本市の食を取り巻く現状

- 1 くまもとの食の生産の現状
- 2 食の安全・安心の現状
- 3 食生活の現状
- 4 生活習慣病の現状
- 5 食に関わる環境の現状

第3章 食の安全・安心の確保

- 1 食の安全・安心を確保するうえでの課題
- 2 食の安全・安心を確保するための視点と基本的施策
- 3 施策の体系
- 4 具体的な施策の展開
 - I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保
 - II 熊本市独自の食品衛生の確保
 - III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携
 - IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進
 - V 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通)

第4章 食育の推進

- 1 食育を推進するうえでの課題
- 2 食育を推進していくための視点と基本的施策
- 3 施策の体系
- 4 具体的な施策の展開
 - I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践
 - II 健全な食生活を実践するための環境整備
 - III 市民運動としての食育の推進
 - IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進

第5章 総合的な計画推進のために

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 推進体制のイメージ図

參考資料

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景及び趣旨

「食」は私たちの生命と健康を守り、心身ともに健やかな生活を営むうえで欠かすことができないものです。しかし、戦後、社会経済構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、朝食の欠食などに代表される食生活の乱れや脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足など栄養の偏りにより、肥満や生活習慣病の増加など健康への影響が生じてきているほか、家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会も減少傾向にあります。

また、食生活をめぐる環境の変化に伴い、気候風土等と結びついた地域の伝統的な食文化が失われつつあります。

このような様々な問題点を解決するため、市民一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身に付け、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び行政等の全ての関係者が「食」の重要性を認識し、それぞれの立場で食の安全安心の確保及び食育の推進に取り組むため、平成20年3月、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定して、食の安全安心および食育を推進してきました。

また、平成22年度には、中間年度として、市民アンケートの実施も行い、策定後3年間の取り組み成果を評価するとともに、その結果を踏まえて評価指標の見直し等を行いました。

この間の取り組みにより、食育の推進に関わるボランティアの増加、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加、また、家庭、学校、保育所等における食育の進展等、食育は着実に推進されてきましたが、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられ、高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性が増しており、今後の食育の推進にあたっては、単なる周知にとどまらず、市民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め生涯にわたって食育を推進することが必要です。

現行の推進計画が本年度で最終年度となることから、これまでの食育推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次食の安全安心・食育推進計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品安全基本法及び食育基本法の趣旨・目的・基本理念を踏まえ、「食の安全・安心の確保」と「食育の推進」に関する総合的な計画です。

(1)本計画は、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者及び行政等、全ての関係者がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら、食の安

全・安心の確保および食育の推進に取り組むための基本指針とします。

- (2)本計画は、食品安全基本法第7条に基づく、地方公共団体における施策展開の方向性を定めるとともに、食品衛生法第24条に基づく、熊本市食品衛生監視指導計画の基本的な方針と位置づけます。
- (3)本計画は、食品基本法第18条に基づく、市町村食育推進計画として位置づけます。
- (4)本計画は、熊本市総合計画の個別計画とします。
- (5)本計画は、食に関する総合的な計画とし、健康増進計画に基づき策定される「第2次熊本市健康くまもと 21 基本計画」をはじめ、本市における関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、食を取り巻くさまざまな課題に対処するため、可能な限りの具体的な数値目標・方策を定めるものであり、計画期間は、第6次総合計画及び「第2次熊本市健康くまもと 21基本計画」の終期に併せて、平成25年度から平成30年度までの6年間とし成果指標の状況を考慮しながら見直しを行います。

ただし、社会情勢の変化や市民に大きく影響を与える新たな重要課題等が生じ、計画の変更が必要になった場合には、適宜必要な見直しを行います。

4 本市における関連計画との関係

本計画は、本市の関連計画と調和を図りながら実施するものとします。



5 計画の基本的な考え方

本計画は、生産者から消費に至る全ての関係者が「食」の重要性を認識し、食の安全・安心の確保および食育の推進に積極的に取り組むため、次の3点を基本として、施策の展開を図ります。

(1)食の安全・安心の確保

本計画は、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、食品に対する市民の信頼を回復し市民が安心して食生活を営むことを目的に、①生産から消費に至るまでの食品衛生の確保、②食品の安全性確保のための体制整備、③食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進を行います。

(2)食育の推進

本計画は、食育を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、①全ての市民の食育への理解の促進、②健全な食生活が実現できる環境整備、③市民運動としての食育の推進、④「くまもとらしさ」を活かした食育を推進し、食と環境の調和を図り、生産者と消費者の交流促進に貢献していきます。

第2次計画では、「周知」から「実践」をコンセプトに、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進、③家庭における「共食」を通じた子どもへの食育の推進、3つの重点課題を掲げ取り組みを推進します。

(資料) イメージツリー

(6) 計画の体系

(資料) 計画の体系

(7) 成果指標

・ 食の安全性・安心感に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
① 「残留農薬」について不安を感じる市民の割合	63.0%	63.7%	55.7%	50.0%	+	
② 「食品添加物」について不安を感じる市民の割合	76.0%	69.6%	63.3%	65.0%	達成	
③ 「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合	52.5%	62.8%	51.6%	40.0%	+	
④ 「輸入食品」について不安を感じる市民の割合	68.7%	68.4%	65.2%	55.0%	+	
⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合	77.2%	78.0%	70.0%	65.0%	+	

・ 市民の意識行動に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
⑤ 食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	
⑥ 食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合	46.7%	36.2%	40.2%	55.0%	-	
⑧ 食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合	5.8%	6.2%	5.4%	10.0%	-	
⑨ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	49.7%	52.7%	49.6%	60.0%	0	
《準じる指標》						
食品の安全性や食品衛生活動に参加したことがある市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	

・食育に関する資料

項目		H19(直近年)	24年 アンケート	目標		
I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践	① 食事のとき「楽しい」と感じる市民の割合	73.7%	78.1%	80%	+	
	② 1週間あたりの朝食の欠食率	小学5年生 1.2%	0.9	0%		
		中学2年生 2.9%	2.0	0%		
		20歳代男性 30.5%	29.4	15%	+	
		30歳代男性 21.9%	29.4	15%	-	
	③ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合	男性 21.2%	18.2%	25%	-	
		女性 35.0%	32.2%	45%	-	
	④ 「内臓脂肪症候群」を認知している市民の割合	20歳以上 76.6%	81.9%	85.0%	+	
	⑤ 肥満度20%以上の児童の割合	小学生 7.5%	6.8%	7.0%		
中学生 9.1%		7.7%	7.5%			
⑥ 保育所における食育に関する計画の策定割合	公立 40%	※※ 100%	100%	達成		
	私立 16.7%	91%	100%	達成		
⑦ 幼稚園における食育に関する計画の策定割合	公立 0%	100%	100%	達成		
	私立 0%	80%	80%	達成		
⑧ 小・中学校における食育に関する計画の策定割合	小学校 100%	100%	100%	達成		
	中学校 100%	100%	100%	達成		
⑨ 親子料理教室等健康づくり活動へ参加したことがある市民の割合	22.6%	19.4%	35%	-		
II 健全な食生活の実践する 環境整備	⑩ 食事バランスガイドを参考にした食生活を実践する市民の割合	20歳以上 27.1%	29.1%	40%	+	
	⑪ 日本型食生活を実践している市民の割合	81.5%	80.4%	85%	-	
	⑫ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合	29.3%	26.0%	40%	-	
	⑬ 食育推進に関するボランティア数	560人	1208人	1,250人	+	
	⑭ 飲食店で栄養成分表示を見たことがある市民の割合	56.3%	54.3%	65%	-	
III 運動と食育の推進	⑮ 食育に関心がある市民の割合	20歳以上 76.0%	73.4%	90%	-	
	⑯ 食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合	58.0%	52.9%	65%	-	
IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進	⑰ 生産者と消費者が近く交流しやすいと感じている市民の割合	24.5%	24.5%	30%	-	
	⑱ 学校農園や休耕田等を活用した栽培活動を実施している小・中学校の割合	小学校 98%	※100%	100%	達成	
		中学校 54.1%	100%	100%	達成	
	⑲ 「地産地消」を認知している市民の割合	57.9%	69.9%	65%	達成	
	⑳ 学校給食における地元産物を使用する割合	28品目		43品目	達成	
	㉑ 家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合	63.9%	49.2%	70%	-	
	㉒ 市民1人1日当たりのごみ排出量	1,215g	※ 976g	956g	+	
	㉓ ゴミを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合	67.0%	69.9%	75%	+	
	㉔ バイオマスを知っている市民の割合	23.0%	34.4%	30%	達成	
㉕ 熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合	65.7%	80.8%	85.0%	+		

第2章 熊本市の食を取り巻く現状

1 くまもとの食の生産の現状

(1) 農林水産物の生産状況

本市では、自然に恵まれた環境と都市近郊という優位性を活かした良質な農林水産物の生産が行われています。農業においては、全国第2位の生産を誇るナスをはじめ、野菜、米、花き、畜産など、地域の特色ある農産物が生産されています。

また、水産業においては、干満差の大きい有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、熊本県の生産量の過半数を占めるノリ養殖業をはじめ、採貝業、小型漁船による網漁業を中心とする海面漁業が営まれています。

このような本市の農林水産物の生産の実態を消費者に広く知ってもらうことが必要です。

主要農産物の生産量の推移（産物毎の過去5年間の生産量）

(2) 農林水産物や特産品の振興

本市で生産される農林水産物の中には、地元での消費はもとより、九州圏内や広くは全国に向けて出荷され、知名度が高く好評を得ている産品も数多く存在します。このような多種多様な農林水産物の生産や出荷の進行に加え、本市では熊本城などを活かした観光振興や伝統的な食に関する地域資源を活用し、全国に発信していく取り組みを進めています。

このような観光地としてのイメージ向上や食料生産地としての信頼性確保のためにも、安全性や食育の面からの熊本の食文化の継承・育成や産品の振興に向けた取り組みが求められています。

くまもとの特産品・名産品（品名・説明）

2. 食の安全・安心の現状

(1) 食品営業施設と監視・指導の状況

本市は、市街地の中心部の繁華街を中心に多数の飲食店及び旅館が立ち並ぶ一方で、郊外には大・中規模な食品の製造業や流通拠点が集積しています。

本市では、年間の食品衛生監視指導計画に基づいて食品営業施設の立ち入り調査を行っています。

食品営業施設立入調査状況(平成23年度)

(2) 食中毒の発生状況

過去5年間における食中毒も発生状況は、毎年件数にして1～3件、患者数にして14～164人で推移しています。

食中毒の発生状況(過去5年間、H19～23年度)

(3) 食品苦情の受付状況

過去5年間の苦情の受付状況は、毎年155～253件で推移しています。

食品苦情の受付状況(過去5年間、H19～23年度)

(4) 食品の検査状況

本市では、年間の食品衛生監視指導計画に基づいて、市内を流通する食品や製造施設で製造される食品を中心に、主として収去(しゅうきょ)により、年間300検体を超える食品の安全確認検査を行っています。

食品の検査状況(業種別検査状況; 過去5年間、H19～23年度)

(5) 食品の安全・安心に対する関心や意識

食品の安全性について何らかの不安を感じている市民が依然として 7割に上る結果となっています。

安全性について不安を感じること、およびその内容

3. 食生活の現状

(1) 家庭での食や健康に関する会話

食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらす重要なものですが、昨今、生活の多様化、一人暮らし世帯の増加等により、家族と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあります。

本市においても、家族で食や健康について「いつも話をしている」は19.2%、「時々している」は49.5%となっています。

家族間で食や健康に関する会話の有無(世代別の統計)

(2)生活リズムの乱れと不規則な食事

朝食の欠食に代表されるような不規則な食生活が、子どもたちを含めて全国的に増加しています。

本市においても、13.2%の人が毎日は朝食を食べておらず、食べない理由は、「時間が無い」「食欲がない」「食べるより寝ていたい」などとなっています。

1週間あたりの朝食を食べる頻度 (20代、30代の男女別統計)

(3)食の外部化

ライフスタイルの変化等に伴って、調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業界においても、外食のみならず、調理済の食品や惣菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や開発が進んでいます。

本市の外食の頻度は、「月に2~3回」が31%、「月13回」が24.1%、「週1~2回」が18%、「ほとんどしない」が20.9%となっています。

よく利用する施設としては、「ファミリーレストラン」39.8%、「回転寿司店」38.5%、「そば・うどん店」30.8%、「ファストフード」24.0%などとなっています。

1か月間の家計支出に占める食料費の割合(年度別)

1週間あたりの外食の頻度(世代別)

ち

(4)栄養の偏り

従来、日本には、米を中心として、一汁三菜で構成される「日本型食生活」が定着していましたが、近年、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏りが見られます。

本市における野菜の摂取頻度は、緑黄色野菜については、「1日1回程度」が39.5%、「1日2回以上」が22.0%であり、その他の野菜については、「1日1回程度」が41.6%、「1日2回以上」が25.6%となっています。

野菜の摂取頻度

(5)食に関する関心や意識

「食育の言葉や意味」を知っている市民は、47.7%、「食育に関心がある」は、66.7%となっていますが、食育に関する行動や活動を実践している市民は、26%と非常に低い状況となっています。

食育への関心度、食育に関する行動や活動の実践度(20歳以上)

(6)事業者における食育の状況

飲食店や食料品店は、単に商品を提供するだけではなく、食に関する情報を発信するばでもあり、大きな影響力があります。

本市では、食品を購入する際に栄養成分表示を見たことがある市民は、「毎回確認している」が40.2%、「時々確認している」が39.9%となっています。

栄養成分表示の認知度

(7)食文化の伝承意向

本市においては、家庭の食事に伝統料理や郷土料理を取り入れている市民は、「よく取り入れている」が10.4%、「ときどき取り入れている」が38.9%となっています。

65歳以上の市民に、その伝承意欲を聞いたところ、80.7%の市民が「積極的に伝えたい」と回答しています。

伝統料理や郷土料理の伝承意向

(8)地産地消

本市においても、「地産地消」の意味を知っている市民の割合は 69.9%となっていますが、購入の際意識している市民は、「いつの意識している」が29.9%、「時々している」が39.5%となっています。

地産地消の認知度

4 生活習慣病の現状

(1)疾病の罹患状況

本市においては、全医療費に占める生活習慣病の割合は、 という現状があります。

医療費における生活習慣病の割合(男女別)

(2)肥満とやせの状況

本市における、「適正体重に近づける心がけ」については、「適正体重を維持している」が26.7%、「適正体重に近づけようと心がけている」が38.4%となっています。

一方、自己申告によるデータから判断したBMIでは、 %が肥満、 %が低体重(やせ)となっています。

適正体重に近づける心がけ

5 食に関わる環境の現状

(1) ごみ排出量の状況

本市におけるごみの搬出量は年々減少傾向にあります。ごみ処理コストは、一人当たり _____ 円の処理費がかかっています。

1人1日あたりのごみ排出量、家庭ゴミの1人1日あたりの排出量
(年度別)

(2) 食料廃棄に対する意識

本市において、ごみを少なくするための心がけを「いつも心がけている」市民は、31.4%、「ときどき心がけている」は、38.5%となっています。

ごみを少なくするため、作りすぎや買いすぎないような心がけ

(3) 「くまもとの水」に関する意識

本市では、飲料水を100%地下水でまかっています。市民が、食生活面で「くまもとしさ」を感じている市民は _____ となっており、その内容として _____ の市民が「水がおいしいこと」をあげています。「良質な地下水が食材や料理のおいしさの基になっている」と思う市民は _____ となっています。

食生活で「くまもとしさ」を感じる事柄

第3章 食の安全・安心の確保

食の安全安心の確保に当たっては、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、食品に対する市民の信頼を回復し、市民が安心して食生活を営むことを目的に、3つの視点と5つの基本的施策を定め、生産から消費に至る全ての関係者が、「生産から消費に至るまでの食品衛生の確保」、「食品の安全性確保のための体制整備」、「食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進」の課題に取り組みました。

1. 食の安全安心を確保するうえでの課題

「食の安全・安心の確保」の推進は、安全で快適な市民生活と食品産業などの振興のために重要な施策です。「食の安全・安心の確保」の推進にあたっては、行政(熊本市)による食品の監視指導等のもとより、食品事業者等の安全確保に向けた自主的な取り組み、さらには行政・市民・関係団体・食品事業者等の情報共有と相互理解が欠かせません。

しかし、食に対する不安など食をめぐる現状は依然課題も多く、平成24年の市民アンケートでは、成果指標である「不安を感じる市民」5項目は、ともに改善の方向であることが示されたもののほとんどの項目において目標達成されていません。ただし、「食品添加物について不安を感じる市民」については、63.3%と目標 65.0%を達成されているものの、これらの指標は、社会情勢により変動しやすいものであり、「市民の不安解消」のためには粘り強く取り組むことが必要と考えます。

これらのことから、本計画では、第1次計画における3つの視点、5つの基本的施策、それに伴う施策の方向性は引き継ぎつつ、これに追加や強化、見直しが必要と思われる事項を取り組むべき施策に追加することなどにより「食の安全・安心の確保」を推進していくこととします。

2. 食の安全安心を確保するための視点と基本的施策

基礎となる事項については、第1次計画を踏襲しながら、具体的施策で各種事業を展開することにより目標達成をはかります。

視点 A 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保
視点 B 食品の安全性確保のための体制整備
視点 C 食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進

基本的施策

- | |
|---|
| I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保 |
| II 熊本市独自の食品衛生の確保 |
| III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び行政の相互理解・信頼
関係の確立と推進 |
| IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼
関係の確立と推進 |
| V 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通) |

3. 施策の体系

体系図

4. 具体的な施策の展開

I 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保

成果指標①「『残留農薬』について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が5割を超えており、平成 24 年の目標値 50.0%を達成することができませんでした。しかし、計画策定当初から中間年度までは横ばいでしたが、中間年と比較すると大幅な改善は見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

成果指標②「『食品添加物』について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が 63.3%と平成 24 年の目標値 65.0%を達成することができました。

成果指標③「『食品の不正(偽装)表示』について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が、計画策定当初と変わらず5割を超えており、平成 24 年の目標値 40.0%を達成することができませんでした。

成果指標④「『輸入食品』について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が6割を超えており、平成 24 年の目標値 55.0%を達成することができませんでした。しかし、計画策定当初から中間年までは横ばいでしたが、中間年度と比較すると若干の改善は見られたため、中間年に行った見直しは比較的効果があったと思われます。

成果指標⑤「食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合」は、計画策定当初と比較するとほぼ横ばいで9%弱と、平成 24 年の目標値 15.0%を達成することができませんでした。

成果指標⑥「食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合」は、計画策定当初と比較すると減少して4割になり、平成 24 年の目標値 55.0%を達成することができませんでした。しかし、中間年と比較すると改善が見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

食品の生産から製造・加工を経て消費者の口に入るまでの各段階において食品の安全性が確保されるような方策を構築し、実践します。

- <<成果指標>>
- ① 「残留農薬」について不安を感じる市民の割合
 - ② 「食品添加物」について不安を感じる市民の割合
 - ③ 「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合
 - ④ 「輸入食品」について不安を感じる市民の割合

- ⑤ 食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合
- ⑥ 食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合「残留農薬」について不安を感じる市民の割合

※ただし、第2次計画における「成果指標」は検討中のため変更の可能性があります。

1) 生産段階における食品の安全性の確保

生産段階への市民の不安を取り除くため、取り組みの周知や相互理解、信頼を深める施策を展開します。

- 安全な農林水産物の生産・供給
- 農薬・肥料・動物用医薬品等の適正使用の推進
- 生産履歴記帳の推進

具体的取り組み内容

2) 製造、加工、流通・販売の各段階における食品の安全性の確保

製造から流通・販売段階への市民の不安を取り除くため、取り組みの周知や相互理解、信頼を深める施策を展開します。

- 食品営業施設等に対する監視・指導の徹底
- 食中毒予防のための衛生教育の実施と最新情報の提供
- 高度な衛生管理システムの普及と導入の支援
- 食品関連事業者が行う自主的衛生管理に対する評価
- 給食施設における安全性確保
- と畜場における衛生管理の徹底
- いわゆる健康食品等による被害の防止
- 適正な食品表示の監視・指導

3) 食品などの検査

食品検査や関連する機器等の整備と管理に係る施策を実施します。

- 食品の安全確認検査
- 残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の検査
- 検査機器の整備と精度管理

4) 消費段階における食品の安全性の確保

市民への情報提供や普及啓発を通して「賢い消費者の育成」に係る施策を展開します。

- 家庭、職場、学校等における食品衛生知識の普及と実践
- 世代ごとのリスクコミュニケーションの充実
- 賢い消費者の育成

II 熊本市独自の食品衛生の確保

成果指標⑦「食品の安全性について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が7割と、平成 24 年の目標値 65.0%を達成することができませんでした。しかし、計画策定当初から中間年までは横ばいでしたが、中間年度と比較すると改善は見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

食品関連事業者が取り組みやすい自主衛生管理手法の導入や製品の安全性確保など熊本市の実情を踏まえた食品衛生管理の仕組みづくりを構築します。

<<成果指標>> ⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合

※ただし、第2次計画における「成果指標」は検討中のため変更の可能性があります。

熊本市版食品衛生管理の普及と実践

- 効果的な監視・指導の充実
- 熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市HACCP)の展開

1) 食品の大量取扱業者との情報の共有

- 行政、市場、大型量販店の情報の共有化

2) 熊本の食に関する文化や製品の振興に向けた安全性の確保

- 熊本の水の衛生確保
- 農林水産物、特産品、土産品などの衛生確保
- 健康づくりに協力する飲食店等への支援

III 国・県・他市町村・庁内関係部署及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

成果指標⑦「食品の安全性について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が7割と、平成 24 年の目標値 65.0%を達成することができませんでした。しかし、計画策定当初から中間年までは横ばいでしたが、中間年度と比較すると改善は見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

初動対応の充実による健康被害の拡大防止に努めるとともに広域化、多様化する食品流通や食品事故に対処するため、食に関する関係機関との連携・協働を図るとともに、資質向上にかかる施策を実施します。

<<成果指標>> ⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合【再掲】

※ただし、第2次計画における「成果指標」は検討中のため変更の可能性があります。

1) 健康危機管理体制の充実及び強化

- 初動対応の充実による被害拡大の防止
- 新たな健康危機に対応できる体制の構築

- 報道発表など公表による被害拡大の防止
- 食品衛生監視員等の資質の向上

2) 食品の安全確保のための連携

- 国・県・他市町村及び庁内の連携強化
- 区役所との連携強化
- 食品関連事業者団体等との連携

IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

成果指標⑦「食品の安全性について不安を感じる市民の割合」は、「不安」と感じている人が7割と、平成24年の目標値65.0%を達成することができませんでした。しかし、計画策定当初から中間年までは横ばいでしたが、中間年度と比較すると改善は見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

成果指標⑧「食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合」は、計画策定当初と比較するとほぼ横ばいで5%強と、平成24年の目標値10.0%を達成することができませんでした。

食に関して安心を実感できるよう、関係者間の意見交換を促進するとともに、迅速且つ正確な情報の提供を行います。

<<成果指標>> ⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合【再掲】

⑧ 食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合

※ただし、第2次計画における「成果指標」は検討中のため変更の可能性があります。

1) 市民意見の施策への反映

- 市の施策に市民等の意見を反映する体制の充実
- 食の安全安心・食育推進会議の開催

2) 食や健康被害に関する情報提供の充実

- 正確で迅速な食品情報の収集と発信

3) 食に関する相談窓口の充実

- 消費者センターを核とした総合的な相談窓口の充実
- 区役所の相談窓口との連携
- 食品に関する相談窓口の充実

V 食育を通じた食の安全・安心の確保(共通)

成果指標⑨「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」は、計画策定当初と比較するとほぼ横ばいで5割弱と、平成24年の目標値60.0%を達成することができませんでした。しかし、中間年と比較すると改善が見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われます。

熊本市民が安心して食生活を送ることができるよう、食育を通じて食の安全性や栄養等に関する理解を深めることが重要であるため、関連する施策を実施します。

<<成果指標>> ⑨ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合

※ただし、第2次計画における「成果指標」は検討中のため変更の可能性があります。

1) 食の安全性や栄養等に関する理解の促進

- 食の安全性に関する体験を通じた食育活動の推進
- 食育を通じた食の安全に関する情報の共有化
- 基礎的な調査・研究等の実施

このように、成果指標②以外は、平成 24 年の目標値を達成することはできませんでした。

しかし、成果指標①、④、⑦に関しては目標値を達成できませんでしたが、計画策定当初と比較すると改善は見られたため、第1次推進計画の方向性等は妥当であったと思われま

す。また、成果指標①、③、④、⑥、⑦に関しては、中間年と比較して改善が見られたため、その見直しは有効であったと思われま

す。なお、改善が見られなかった成果指標⑤、⑧、⑨に関しては、更なるリスクコミュニケーションの充実を図ることで改善が期待できます。

よって、第2次推進計画策定にあたっては、「食の安全安心の確保」に関しては、中間年の見直しを含めた第1次推進計画を内容等を継続しつつ、目標達成のための追加・強化・見直すべき事項を検討して計画に反映させることが必要です。

成果指標⑨「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」は、計画策定当初と比較するとほぼ横ばいで5割弱と、平成 24 年の目標値 60.0%を達成することができませんでした。しかし、中間年と比較すると改善が見られたため、中間年に行った見直しは効果があったと思われま

第4章 食育の推進

1 食育を推進するうえでの課題

「食育」は、食に関する知識や正しい情報を選択する力を身につけ、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝、理解を深め、心身ともに健康な食生活を実践するための取り組みです。食育の推進にあたっては、市民や家庭だけでなく社会全体で取り組んでいく必要があります。

しかし、不規則な食生活や食に対する不安など食をめぐる現状は、依然課題も多く、生きる上での基本である「食育」については、今一度、その必要性を認識し、粘り強く取り組むことが必要であることから、大きく方向を転換することなく現状に合わせて修正し、市民、関係団体、事業者と連携を図りながら食育を推進していきます。

2 食育を推進していくための視点と基本的施策

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すため、次の4つの視点とそれらの実現に向けて五つの基本的施策を定め展開します。

【視点①】 全ての市民の食育への理解の増進

国の第2次食育計画において示されたように、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進をめざし「全ての市民の食育への理解の増進」が、必要です。

【視点②】健全な食生活が実現できる環境整備

食育や健康に無関心層に対して、「健全な食生活が実現できる環境整備」を行うことが生活習慣病予防に対して重要です。市民が栄養表示や食事バランスガイドを参考にしやすい食環境の整備にむけて取り組みます。

【視点③】市民運動としての食育の推進

市民一人ひとりが、それぞれに食育推進をするのみならず、市民運動としての食育の推進のために地域活動におけるボランティアの役割や各組織団体の連携が重要です。

【視点④】「くまもとらしさ」を活かした食育の推進

「くまもとらしさ」をおいしい水で感じる市民は多く、地産地消の認知も増えているが、伝統料理を家庭で作る市民は減少しており、伝統料理の継承ができていない。くまもとの自然の恵みあふれる熊本の食材等を含め、「くまもとらしさ」を活かした食育の推進が必要です。

3 「食育の推進」に関する施策の体系

体系図

4 具体的な施策の展開

～コンセプト◆「認識」から「実践」へ～

I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

【これまでの取組と評価】

「食事のとき『楽しい』と感じる市民の割合」では、「楽しい」と感じる人が8割近くとなり、目標値をほぼクリアしている。一方、「1週間あたりの朝食の欠食率」では、若い世代の欠食率が依然として改善せず、また、「食育に関する活動や行動をしている市民の割合」も、平成19年の調査(前回調査)と比べても改善されていない。

各種健診や予防事業等において、朝食の重要性や食育についての啓発などに取り組んでいるが、実践に結びついていない。「『内臓脂肪症候群』を認知している市民の割合」は目標値をクリアするなど、健康と食に関する情報は市民に確実に浸透しつつあることから、食育についての知識をいかに家庭の食生活に結びつけていくかが課題であると考えます。

子どもから成人、高齢者に至るまで生涯にわたる食育推進や家庭や市民が属する学校職場等それぞれにおいて「食育推進」の取り組みが必要であり、市民が実践できる食育の取り組みを考えていく。

保育所・公立幼稚園、小・中学校においてはすべてのところで「食育に関する計画の策定」を策定し、展開している。学校においても食に関する指標は望ましい食習慣の定着などを旨とし、給食の時間をはじめ、学級活動等、学校教育活動全体の中で広く行っている。家庭・地域とともに食育推進の柱となる学校・保育所等での体制が整ったことで、今後は食育計画の活用が重要になってくると思われる。

1) 家庭における食育の推進

(1) 今後の方向性

子どもから高齢者まで、市民自らが食に対する関心と理解を深め、家庭における健全な食生活を実践するために、以下の施策に取り組みます。

(2) 取り組むべき施策

●「食卓」の重要性についての啓発

- ・全世代で朝食を毎日食べる取り組み
- ・共食を通じた子どもへの食育推進

●食を楽しむことについての啓発

- ・よくかんで味わって食べる
- ・「楽しく食べる子どもに」成長することを目標

●子どもの頃からの体験を通じた食育

- ・さまざまな食の経験

●高齢者の食の自立を目指した食育

- ・身体機能・生活機能を維持する食育

●男女共同参画による食育の推進

- ・男性の意識の向上

目標項目	○食育に関心がある市民の割合(20歳以上)
現 状	73.2%
目 標	90%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

子どものころに身についた食習慣を大人になって改めることは困難であり、子どものうちに健全な食生活を確立することは成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し、すこやかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすものである。朝食または夕食を家族と一緒に食べる市民を増やすことが必要です。1週間に4.5日以上家族と一緒に食事をする市民の割合は、81.4%で若干増加しているが、さらに増加させる必要があります。

目標項目	○朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「」の回数の増加(国指標)
現 状	9.2回(1週間当たり、朝食及び夕食の共食の合計(国))
目 標	10.2回以上(国)
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

子どもの朝食の欠食率は減少しているものの若者20歳代～30歳代の男性の欠食率は、増加している。毎日朝食を食べることを促すことが大切です。また、幼児期、高齢期を含めて指標を見直します。

○1週間あたりの朝食の欠食率 (※幼児期は毎日食べている割合)	現 状	目 標
------------------------------------	-----	-----

目標項目	幼児期(1歳～5歳) ※	95.3%	100%
	小学5年生	0.9%	0%
	中学2年生	2.0%	0%
	20代男性	29.4%	15%以下
	30代男性	29.4%	15%以下
	65歳以上		
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート		

「内臓脂肪症候群」を認知している市民の割合は、増加している。生活習慣病予防対策としては実際に、適切な食事、定期的な運動、定期的な体重測定を継続的に実践している市民の割合を増やしていくことが、重要です。

目標項目	○内臓脂肪症候群の予防や改善のために適切な食事、定期的な運動、定期的な体重測定を継続的に実践している市民の割合(国指標)
現状	27.7% (国 33.3%)
目標	(国 50%以上)
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

また、高齢者に対する食育の取組として身体機能や生活機能を維持できるよう、食材を購入しやすい環境整備、バランスのとれた栄養状態を保ち、機能低下による窒息事故のない食べ方等の指導が大切です。

2) 家学校・保育所・幼稚園等における食育の推進

(1) 今後の方向性

食育に関する計画の策定割合は、それぞれ目標を達成しており、さらなる食育の推進が望まれます。

(2) 取り組むべき施策

● 保育所等における食育の推進

・園児・保護者への啓発の推進・地域との連携促進

● 小・中学校における食育の指導体制及び内容の充実

・児童生徒・保護者への啓発の推進・地域との連携促進

● 学校給食の充実

目標項目	○達成 新たな指標が必要
現状	
目標	
データソース	

- ①幼児、児童、生徒への食育活動
- ②保護者への啓発活動、PTAとの連携、地域への発信 など

3) 職場等における食育の推進

(1) 今後の方向性

就職や大学入学等で環境が変わる際には、食習慣が変化する時期であり、仕事が優先の生活で食事を大事にしない傾向にある。成人の世代でも「食育」を意識した取り組みが必要です。

(2) 取り組むべき施策

● 従業者等に対する食育の推進

- ・職場等において健診後の保健指導の徹底、生活習慣病予防の位置づけ
- ・従業員等への食育活動の実施、食育講座

● 事業所から発信する食育

- ・地域へメニューの提供等食育発信

目標項目	○職域、大学等での食育講座の開催
現状	回
目標	回
データソース	実績報告

II 健全な食生活を実践するための環境整備

【これまでの取組と評価】

「食生活改善をサポートする人材の育成」は着実に進んでいる一方で、「食事バランスガイドを参考にした食生活を実践する市民の割合」や「日本型食生活を実践している市民の割合」が改善されておらず、ここでも発信された情報が実践に結びついていない面があることが浮き彫りとなった。

また、「飲食店で栄養成分表示を見たことがある市民の割合」も平成19年より減少しており、「食品関連事業者等と連携した食育の推進」の取組について連携不足が考えられることから、今後の進め方についての対応が必要がある。

(1) 日本型食生活の実践へ向けた情報の発信

(1) 今後の方向性

「食事バランスガイド」を参考にした食生活を実践する市民の割合は、若干増加しているが、日本型食生活を実践している市民は、80%で目標に及ばない。

「食生活指針」及び「食事バランスガイド」の周知に努め、今後は、栄養成分表示を参考にし、日本型食生活を実践する市民を増加させる必要がある。

(2) 取り組むべき施策

- 「食事バランスガイド」等を活用した食生活の実践への支援
- 区役所保健子ども課等における食育に関する普及啓発活動の推進
- 生活習慣病予防等についての啓発

目標項目	○栄養に関する表示等を参考にしている市民の割合
現状	69% (時々参考にしている以上)
目標	
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

【再掲】

目標項目	○内臓脂肪症候群の予防や改善のために適切な食事、定期的な運動、定期的な体重測定を継続的に実践している市民の割合(国指標)
現状	27.7% (国 33.3%)
目標	(国 50%以上)
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

(2) 食生活改善をサポートする人材の育成

(1) 今後の方向性

管理栄養士・栄養士、専門調理師等専門的知識を有する人材の育成と活用促進。食育に関する専門知識を備えた管理栄養士等の専門職の研修等を実施し、栄養士会等との連携を密にした活動を強化します。

*CKDの病診連携システムにおける栄養指導相談の増加。

食生活改善推進員等地域支援者は、食育に関しての地域に根ざした活躍は、すばらしいものです。地域における食育地域リーダーとして食生活改善推進員の育成に努めます。

(2) 取り組むべき施策

- 管理栄養士・栄養士、専門調理師等、専門的知識を有する人材育成と活用促進
- 食生活改善推進員等、地域支援者の育成

目標項目	○健康に関するボランティア数の増加
現状	1,208 人
目標	1,500 人
データソース	食生活改善推進員、8020 推進員の数

3)食品関連事業者等と連携した食育の推進

(1)今後の方向性

外食を主体とする青年層、一人暮らしや高齢者には、飲食店や惣菜等の中食の影響が大きい。減塩、野菜たっぷりメニューを提供する店開発することにより、食育無関心層に良い影響を及ぼします。

飲食店等における栄養成分表示を増やし、表示を見たことがある市民を増やし、表示を参考にして市民が自分にあった食事を選べるようになることを目指します。

(2)取り組むべき施策

- 飲食店や食品販売店におけるヘルシーメニューの提供促進
- 食品工場見学等、体験を通じた食育の推進
- 事業者等に対する食育の普及啓発の促進

目標項目	○栄養に関する表示等を参考に行っている市民の割合
現状	69%(時々参考に行っている以上)
目標	
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

Ⅲ 市民運動としての食育の推進

【これまでの取組と評価】

食育の推進を市民運動として展開するためには、食と健康の関係、地産地消の意味等を通して市民に食育に関心を持ってもらうことが重要である。

「食育月間」「食育の日」等を活用し、県や関係団体と連携した食育キャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体やイベント等を通して食育の周知と定着に努めてきたところである。

また、食生活改善推進員等のボランティアの活動を支援している。

しかしながら、「食育に関心がある市民の割合」「食生活面で熊本らしさを感じたことがある市民の割合」とも、平成19年度の調査を下回り、取組が足りていないことがわかる。

1)市民協働によるくまもと食育市民運動の展開

(1)今後の方向性

今後も県や関係団体と連携した食育キャンペーンを実施するなど、各種広報媒体やイベント等を通して食育の周知と定着に努めていきます。

また、それぞれの組織・団体が、個別に実施していることを、地域や団体同士で連携し、食育活動を進めていくことが重要です。食生活改善推進員が地域食育リーダーとしてボランティア活動がやりやすくなるようサポートすることで、家庭における食文化伝承力が低下する中で、地域に根ざした食文化についての普及の一端を担うことができます。

(2) 取り組むべき施策

- 食育に関する機運の醸成
 - ・「食育月間」「食育の日」等を活用し、県や関係団体と連携した食育キャンペーン
- 関係団体と連携した食育運動の展開
 - ・食生活改善推進員活動支援

【再掲】

目標項目	○食育に関心がある市民の割合(20歳以上)
現 状	73.2%
目 標	90%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

目標項目	○食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合
現 状	52.9%
目 標	65%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

(2) 食育支援団体のネットワークの整備

(1) 今後の方向性

平成17年度より子どもの食育推進ネットワーク活動を実施しており、それぞれの参加団体ごとの活動のみならず、連携した食育活動を実施しています。今後は、区役所ごとの活動など、地域に根ざした活動に向けて取組を実施していきます。

(2) 取り組むべき施策

● 関係団体とのネットワーク体制の整備と情報の一元化

目標項目	○熊本市子どもの食育ネットワークへの登録団体数
現 状	数
目 標	数
データソース	ネットワークの登録団体数

IV くまもとの自然環境と食文化に根ざした食育の推進

【これまでの取組と評価】

優れた自然環境を生かした熊本の食の素材は、熊本市民の誇りです。「生産者と消費者の交流」、「地産地消の促進」「食育を通じた環境保全」の調査結果からも、熊本市民は優れた食の素材を活かしている一方で、「くまもとの食文化」が世代間でスムーズに伝えられていない面があり、課題として残されている。また、ホームページや広報誌を通して生産者とふれあえる機会等を発信しているが、「生産者と消費者が近く交流しやすいと感じている市民の割合」はほとんど変化がない。

1)生産者と消費者の交流促進

(1)今後の方向性

生産者と消費者が近く交流しやすいと感じている市民の割合は、あまり変化がありませんが、学校農園や休耕田等を活用した栽培活動を実施している小・中学校の割合は100%で目標を達成しています。生産者と消費者が近く交流しやすいことは、食の恵みに対する感謝の念を持つことがしやすい環境である。小中学生のみならず、農林水産業体験をしたことのある市民を増やすことが大切です。

(2)取り組むべき施策

- 生産者と消費者の交流会の開催
- 農林漁業体験を通じた食育活動の推進

目標項目	○農林漁業体験を経験した市民の割合
現状	
目標	
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

2)地産地消の促進

(1)今後の方向性

「地産地消」を認知している市民の割合は、70%で目標を達成。学校給食における地元産物を使用する割合も年々増加している。「地産地消」の認識アップにつとめ、行動に移すことが必要といえる。

(2)取り組むべき施策

- 「くまもとらしさ」を活かした地産地消の推進
- 学校給食や飲食店等への地元産物のPRと活用促進

目標項目	○進んで地元農産物を購入する市民の割合(15歳以上)
現 状	69.4%
目 標	%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

目標項目	○学校給食における地元農産物を使用する割合
現 状	39品目
目 標	43品目
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

3)くまもとの食文化の伝承

(1)今後の方向性

家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合は、50%を割り込んでいる。家庭のみならず、地域活動等での食文化の伝承の機会が必要である。

(2)取り組むべき施策

- 伝統料理や郷土料理等に関する情報提供の促進
- 関係団体との連携による食文化伝承に関わる活動の推進

目標項目	○家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合
現 状	49.2%
目 標	%(70% 平成24年度の目標)
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

4)食育を通じた環境保全

(1)今後の方向性

市民1人1日当たりのごみ排出量は、徐々に減少し、ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合は、増加傾向にあり、バイオマスを知っている市民の割合は、34.3%で目標を達成するなど、環境保全に関する関心も高い。「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけることは、適正な食事量を知ることが大切となる。

(2)取り組むべき施策

- 食育を通じた環境保全
- 環境保全体験を通じた食育活動の推進

目標項目	○ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう
------	-------------------------------

	心がけをしている市民の割合
現 状	70.3%
目 標	75%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

目標項目	○熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合
現 状	80.9%
目 標	85%
データソース	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート

第5章 総合的な計画推進のために

1. 計画の推進体制

本計画の円滑な推進体制のために、行政を始め、生産から消費にいたる各段階の関係者が互いに連携・協働し、それぞれの責務や役割を認識した上で取り組みを推進することが必要です。

(1) 庁内における推進体制

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、食にかかわる関係部局が情報を共有し、連携・協働して、施策を展開していくことが求められます。

そのため、「熊本市食の安全安心・食育推進庁内連絡会」(以下「庁内連絡会」という。)を核に、全庁的な取り組みを積極的に展開していきます。

庁内連絡会は、各区役所をはじめ、健康福祉子ども局、環境局、農水商工局及び教育委員会の関係部署で構成し、幅広い課題に対して柔軟に対応するため、必要に応じてワーキンググループ等を設置します。

(2) 関係機関及び団体による取り組み

本計画を全市的に推進していくために、食に関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

さらに、平成19年度に設置した、市民代表や生産者、食品関連事業者及び学識経験者など食に関係する関係者で組織する「熊本市食の安全安心・確保及び食育推進会議」(以下「推進会議」という。)により、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関することについて協議します。

(3) 国・県・他市町村との連携

関係部署において、国や県・他市町村との連携を積極的に推進することにより、本市における生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保及び食育の推進を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、推進会議において、本計画の進行状況等を把握し適切な点検と進行管理を行います。

(1) 進行状況の評価

推進会議は、本計画を推進していくための施策展開の進行状況について、目標値等に照らして客観的な評価・協議を行い、庁内連絡会に意見・提言を行います。

庁内連絡会は、本計画に基づく事業の進行状況や実施結果の報告を行い、今後の推進方法等について検討します。

(2) 進行状況の公表

本計画の進行状況については、本計画の進行状況等を把握し適切な点検と進行管理を

行う推進会議の議事録を公開します。また、計画の中間評価を行った場合は、ホームページ等で広く公表します。

3. 推進体制のイメージ

推進体制のイメージ図

(区役所、小学校区単位の健康まちづくりの展開)